

文化庁 令和6年度

調査報告書の概要

本報告書は、世界知的所有権機関（WIPO）の著作権等常設委員会（SCCR）において検討されている「放送条約（Broadcasting Treaty）」の内容と、条約草案で規定されている権利（再送信権、固定権など）に対応する主要国（EU、フランス、ドイツ、英国、スイス、デンマーク、米国、カナダ）の法制度及び運用実態を調査したものである。

調査は文献調査及び専門家へのヒアリングを通じて実施され、日本における制度整備に資する基礎資料の提供を目的としている。

第1章 放送条約の成立経緯と草案の要点

放送機関の権利保護に関する国際的な取組は、1997年のWIPOシンポジウムに端を発し、1998年にSCCRが設置されて以降、継続的な草案の改訂と議論がなされている。

放送条約草案はこれまでに複数回改訂されており、2025年2月には第四次改訂案が提示され、4月に第46回SCCR会合での議論が予定されている。

放送条約草案の主要な論点は以下の通りである。

1. 保護対象

- ・プログラム搬送信号（従来の放送信号）
- ・保存されたプログラム（オンデマンドやキャッチアップ）
- ・放送前信号（中継車や放送局間の内部信号）

2. 放送機関の定義

プログラムの編成と送信に編集責任を負い、リニアなプログラムフローを形成する法人。インターネット送信事業者も条件付で含む。

3. 与えられる権利

- ・再送信を禁じる排他的権利
- ・固定（録画・録音）を禁じる権利
- ・保存プログラムと放送前信号に関する限定的保護

4. 内国民待遇・適用除外

締約国は、送信機が設置された国や法人の本拠地に基づいて内国民待遇を与えることができ、また、インターネット専業の放送機関を除外する選択も許容されている。

第2章 各国・地域の法制度及び条約草案への対応状況

本章では、WIPOにおける「放送条約」草案の議論に即して、各国・地域の法制度が放送機関にどのような著作隣接権を与えているか、また草案における再送信権、固定権、保存されたプログラムや放送前信号の保護といった新たな権利項目にいかに対応し得るかを分析している。調査対象国・地域は、EU、フランス、ドイツ、英国、スイス、デンマーク、米国、カナダである。

1. EU

EU では「情報社会指令」や「デジタル単一市場指令」等により放送機関の権利が規定され、これらを通じて放送機関には固定、複製、公衆への伝達、再送信等に関する権利が認められており、特にケーブル再送信については強制許諾制度が整備されている。条約草案の「保存されたプログラム」や「放送前信号」の保護に関しては、現行制度では明示的には保護されていない。

2. フランス

フランスでは「知的財産法典」により放送機関に明示的な著作隣接権が付与されており、再送信、固定、複製、公衆への伝達等の権利が保障されている。放送事業者は再送信、固定、複製、公衆伝達の排他的権利を有し、これらは裁判例により実務上の強い効力を有する。特に、固定・再送信に関する訴訟では、放送機関の権利が強く主張されている。草案における「保存されたプログラム」は、現行法で保護の対象と解釈されうる。一方、「放送前信号」についての明文規定はなく、条約草案の実施には法改正の必要性が生じる可能性がある。

3. ドイツ

ドイツの「著作権法」は、放送機関に対しローマ条約に準拠した隣接権を広く認めており、再送信や固定についても具体的な条文が整備されている。放送内容にかかる第三者の権利（著作権）と信号自体にかかる放送機関の権利は明確に区別されている。ドイツの法制度は技術中立性が高く、インターネットを通じた放送にも柔軟に対応している。条約草案に含まれる「保存されたプログラム」はビデオ・オン・デマンド型放送の取扱いとして一定の保護が想定されるが、「放送前信号」に関しては直接的な制度的裏付けはなく、条約実施に際しての補完が必要となると考えられる。

4. 英国

「CDPA（1988 年著作権・意匠・特許法）」は放送を「著作物」として保護する方式を取っており、放送機関の隣接権は明確には制度化されていない。つまり、著作権に基づく再送信防止などの保護は存在するが、信号自体に対する権利（放送前信号や保存信号など）についての明文規定は存在しない。このため、条約草案の再送信・固定・保存信号の保護という枠組みには、制度的に対応が不十分であり、特に「放送前信号」の保護については新たな立法を要すると考えられる。

5. スイス

スイスでは、放送機関の権利は「連邦著作権法」により隣接権と位置付けられ、信号に対する包括的な保護（固定、再送信、公衆伝達など）を明記している。判例においても権利侵害に対する損害賠償や差止請求が認容されており、放送機関の地位は確立されている。一方で、「保存されたプログラム」や「放送前信号」に関しては、放送機関のオンラインサービス提供に伴う著作権侵害対応が中心であり、信号それ自体に対する保護は明示されていないため、放送条約の実施には法整備の余地がある。

6. デンマーク

デンマークの「著作権法」は EU 指令の影響を強く受けており、放送機関には著作隣接権として固定・再送信等の権利が認められている。しかし、条約草案が想定するような技術的中立的な「信号保護」には制度上明確に対応しておらず、「保存されたプログラム」や「放送前信号」に関する明文規定も欠く。そのため、放送条約の実施にあたっては、既存の権利構造を保持しつつ、新たな対象範囲に関する立法的対応が不可欠と考えられる。

7 米国

米国はローマ条約の非締約国であり、放送機関の権利保護は「著作権法」に基づく放送著作物の保護に依存している。信号に対する隣接権の保護は存在せず、放送条約草案に含まれる再送信権や放送前信号の保護との整合性に課題がある。ただし FCC（連邦通信委員会）による規制や不正受信への対応は制度的に整っている。条約草案で言及される「放送前信号」や「保存されたプログラム」の保護については制度上の空白が大きく、条約の実施に当たっては大幅な法改正が求められるものと考えられる。

8. カナダ

カナダは「著作権法」第 21 条により「通信信号」に対する明確な権利（通信機関の専有権）を規定しており、再送信・固定・複製等の行為に対する排他権を認めている。裁判例や CRTC（カナダ放送通信委員会）の実務を通じて、放送機関の権利保護は実質的に確立している。また、保存されたプログラムの権利保護やオンデマンド型サービスへの対応も進んでおり、放送条約の実施に最も整合的な制度を有する国の一つであると考えられる。

総括

調査の結果、各国・地域においては既存の隣接権保護の枠組みの中で、条約草案に含まれる信号の再送信や固定といった行為に対する対応はおおむね整備されている一方で、「保存されたプログラム」や「放送前信号」といった新たな概念への法的対応は限定的であることが明らかとなった。

特に、米国や英国のように放送そのものを「著作物」として保護する枠組みの国では、信号保護に関する新たな立法が不可欠であり、EU 加盟国やカナダのような制度整備が進んだ国との法的整合性を保つには、国際的な共通理解の形成が求められる。

このような国際比較を踏まえたうえで、日本が今後 WIPO の放送条約を受け入れるか、またそのためにどのような法改正が必要かについての政策判断が求められると考えられる。